

野田市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の一部を
改正する告示を次のように定める。

令和7年3月28日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第63号

野田市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱（平成28年野田市告示第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,500円」を「2,700円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。